災害応急対策活動等(調査・測量等）に関する基本協定　募集要領

「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される者は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和８年 １月 16 日

中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　高橋　渉

基 本 協 定 締 結 説 明 書

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定

（２）活動場所　倉吉河川国道事務所において管理する河川、砂防及び国道を対象とする。

（３）活動内容　本活動は、倉吉河川国道事務所において管理する一級河川天神川水系及び一般国道９号において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに倉吉河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。

（４）協定期間　令和８年４月１日　～　令和 10 年３月 31 日

（５）出動要請　基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②　以下のいずれかの資格を保有すること。

ア）技術士（総合技術監理部門）を有する者。

イ）技術士（建設部門）を有する者。

ウ）ＲＣＣＭを有する者。

エ）博士（工学）

オ）測量士を有する者。

（６）　基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）　本店、支店又は営業所が、中国地方整備局管内にあること。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている者と行います。

（２）応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

４．担当部局

〒682-0018　鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 18

国土交通省中国地方整備局　倉吉河川国道事務所　河川管理課

TEL 0858-26-6237　　内線 409

FAX 0858-26-8200

５．募集要領の配布

募集要領については、以下のとおり配布します。

① 配布期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 2 日（月）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

② 配布場所：４．に同じ

なお、倉吉河川国道事務所のホームページで入手可能。

６．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

ア）申請書に申請者印を押印するか、または押印を省略する場合は次のとおり附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代理人

として支社等の併記をお願いします。

イ）押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は２つ以上）（以下、「連絡先等」という。）を記載してください。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式２】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

③活動の実施体制【別記様式３】

※２．（５）に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

④ドローンの活用

※ドローンの対応可能な項目および依頼から実働までの所要時間を記載してください。【別記様式３】

※ドローンの活用の可否によって、協定締結に影響するものではありません。

⑤官保有ＵＡＶ（全天候型）の使用意思確認

※使用意思確認調査票へ記載してください。【別記様式４】

※官保有ＵＡＶ（全天候型）の使用意思確認によって、協定締結に影響するものではありません。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る）必着のこと。

②受付期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 2 日（月）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。

②受領期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 1 月 23 日（金）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、令和 8 年 1 月 28 日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

②場　　所：倉吉河川国道事務所　１階掲示板

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

⑤契約締結及び費用の支払いについて

基本協定締結後において、出動を要請した場合は、速やかに契約締結するものとし、出動及び復旧支援活動等に要した費用は、締結した契約に基づきその費用を支払うものとします。

⑥協定書の発行

協定書の発行にあたっては、本書を２通作成し各々の記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和○○年○○月○○日

国土交通省
中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　高橋　渉　殿

住　　所
会　社　名　○○コンサルタント㈱
代 表 者 氏 名

令和 8 年 1 月 16 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。
問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書６．(1)②に定める技術者の資格等を記載した書面
２　基本協定締結説明書６．(1)③に定める活動の実施体制を記載した書面
３　基本協定締結説明書６．(1)④に定めるドローンの活用の可否を記載した書面
４　基本協定締結説明書６．(1)⑤に定める官保有ＵＡＶ（全天候型）の
　　使用意思確認を記載した書面

問い合わせ先
担当者　：　倉吉　太郎

部　署　：　○○本店　○○部　○○課

電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）
　　ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

※以下は、押印を省略する場合のみ記載してください。
（連絡先は２つ以上記載してください）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
担当者（会社名・部署名・氏名）:
連絡先１：○○○－○○○
連絡先２：○○○－○○○

注１）代表者印の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を
（連絡先は２つ以上）を明記してください。

（別記様式２）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

技術者の（フリガナ）氏名	○○　○○　○○　○○ ○　○　○　○	生年月日	昭和・平成 ○○年○○月○○日
所属・役職			
保有資格	技術士（部門：　　分野： 登録番号：　　・取得年月日：　　） ＲＣＣＭ（部門：　　分野： 登録番号：　　・取得年月日：　　） 測量士　登録番号 その他（　　）		

・生年月日の欄については該当する元号を○で囲む

（別記様式３）

活 動 の 実 施 体 制

［記入例］　　会社名：○○コンサルタント㈱

○本活動を管理する技術者

技術者の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

○本活動を担当する技術員

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載してください。

○緊急時に準備できる作業員数

○○人

※技術員、測量補助員以上

○ドローンの活用

災害時にドローンを活用した撮影の可否および依頼から実働までの所要時間を記載してください。

ドローンの活用	可　・　否
可能作業 ※Ａ～Ｅ作業の該当するものを記載すること。また、これ以外があれば記載すること。	Ａ：斜め、鉛直静止画写真　Ｂ：動画 Ｃ：オルソ画像　Ｄ：３Ｄ画像（画像使用）　Ｅ：地表面の３次元データ（ﾚｰｻﾞｰﾌﾟﾛﾌｧｲﾗ使用）
実働までの所要時間	○○時間程度

※　所要時間は、倉吉河川国道河川事務所に参集できる時間を想定してください。

※　ドローンの活用の可否によって、協定締結に影響するものではありません。

（別記様式４）

『官保有ＵＡＶ（全天候型）の使用意思確認調査票』

官保有ＵＡＶ（全天候型）の使用意思確認

↓ いずれかに『○』を記入してください

使用の意思がある	
使用の意思がない	

【補足事項】

①官保有ＵＡＶ（全天候型）の仕様について

UAV の各機器仕様については【別紙】のとおりです。

フライトコントローラーは下記を使用しております。

■機体用送信機　　DJI LightBridge2 ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾕﾆｯﾄ

■ジンバル用送信機　Futaba 14SG

②官保有ＵＡＶ（全天候型）の保険について

保険については、官の費用負担により協力業者において加入していただく予定です。また、使用にあたっては官の費用負担により、点検及び事前の操作訓練を実施していただくことを予定しています。

※官保有ＵＡＶ（全天候型）の使用意思確認によって、協定締結に影響するものではありません。

【別紙】

■機器仕様

１．機体本体

（１）形式	マルチコプター型（遠隔操縦可、カメラ搭載、調整及び組立済
（２）ローター数	ローター数：8 軸
（３）総重量	約 13kg（本体、バッテリー、カメラ及びジンバル
（４）動力	バッテリー容量：16,000mAh（Lipo Battery） ※発火、爆発を防止する機能有
（５）最大搭載重量	3kg
（６）ホバリング精度	無風時かつ GPS 受信状態が良好である場合、水平及び垂直 ±1m より良好
（７）最大傾斜角	Atti モード時 35° の制御可能・フライトコントローラは、 地表への衝突を検知した際、モーターを自動停止する。
（８）最大飛行速度	15m/s
（９）最大上昇速度	上昇 5m/s 以上可能、下降 4m/s 以下に設定可能
（10）最大飛行時間	20 分以上(搭載物なし、無風時のホバリング可能時間)
（11）動作環境温度	動作環境：0℃～45℃ ただしバッテリー温度が 5℃以下で始動させるとエラーになるため、低温環境ではバッテリーの保温や予熱が必要。
（12）瞬間最大風速	瞬間最大風速 15～20m/s までの運用が可能 ※風向は一定で乱流がない条件下に限る。 ※平均風速 10m/s 以下での運用を推奨する。
（13）飛行可能高度	離陸位置からの相対高度差 1,000m までかつ、標高 2,000m まで運用可能。
（14）飛行制御システム	フライトコントローラ DJI 社 A3、IMU/GPS による自律航行可能。
（15）映像伝送範囲	DJI Light Bridge2 映像伝送装置見通し 2000m において、HD 画質の画像伝送可能。 ※電波環境により大きく減少することがある。
（16）航空灯	・アーム端部下部及び胴体後方に視認用 LED を装備 ・バッテリー電圧低下時の LED 点滅による警告表示あり
（17）防水機能	IPX6 準拠
（18）テレメトリー	次の項目について、機体情報を操縦者又は補助者はタブレット等で確認可能。 ・フライトモード表示（GNSS、IMU（非 GNSS）、RTH） ・バッテリー電圧及び残量%表示に対応 ・映像及び制御信号状態表示に両対応 ・GNSS 測位状態表示可能 ・離陸位置からの相対高度表示対応

・離陸位置からの距離表示対応
・水平速度及び垂直速度表示対応
・フライト位置情報及び履歴表示対応
・機体の飛行姿勢、飛行方向を表示可能

(19)フライトモード等　次の機能を実装。

①自動帰還機能（RTH）
操縦者の指示により自律的に離陸位置に帰還する機能
なお、操縦者の指示にかかわらず制御用通信リンクが切断された場合も本機能が動作するものとする。
自動帰還機能動作時の高度は任意に設定できるものとする。

②ウェイポイント制御機能
地図上で指定された場所を設定した高度で自律的に離陸・飛行・帰還するものとする。

③コースロック機能
機体の向きにかかわらず、プリセットした方向を基準として前後左右に操作できるものとする。

④ホームロック機能
機体の向きにかかわらず、離陸場所を中心として遠近、右回り左回りに操作できるものとする。

⑤１ローター停止時の冗長性確保機能
機器障害により、上空で１ローター停止した場合においても、安全に離陸位置まで帰還できる機能を有すること。

⑥エリアフェンス機能
予め飛行範囲（離陸位置からの距離、高度）を設定できる機能を有すること。

⑦緊急停止機能
上空で異常事態が発生した場合、送信機からの指示により全ローターを緊急停止できる機能を有すること。

２．カメラジンバル

（１）形式　3 軸（ピッチ、ロール、ヨー）物理制御

（２）操作可能範囲　ピッチ：-90° ～ ＋20° の範囲をカバーする
パン軸：360° 連続回転
チルト軸：+135° ～ -90°（アップライトモード)、
+90° ～ -135°（吊下げモード/ペンライトモード）
ロール軸：±30° 、360° 連続回転(ロール 360 モード)

（３）最大制御速度　パン軸：360° /s、チルト軸：360° /s、ロール軸：360° /s
角度ブレ核範囲：±0.02°

（４）耐環境性能　防滴性を、外部アクリルカバーの装着により確保。

（５）その他　操縦補助者の専用プロポによりチルト角制御が可能

３．カメラ

（１）形式	Canon Powershot G3X デジタルカメラ
（２）周辺環境（温度）	0℃～40℃
（３）耐環境性能	外部ハウジングにより防塵防滴性を確保する。
（４）有効画素数	画素数約 2020 万(ハイビジョン画質以上)
（５）レンズ	光学 25 倍シャッタースピード、絞り、ISO 感度が手動及び自動で設定可能だが、遠隔操作はシャッターのみである。
（６）記録装置	SD 規格カード動画：最大 Full HD 解像度/60FPS(H264 形式) 静止画は RAW 形式の保存が可能

４．送信機

（１）仕様	電波法準拠製品
（２）周波数・送信機出力	無線従事者資格不要かつ上空での使用が可能
（３）制御可能範囲	2,500m までの通信制御可能 ※電波環境により大きく減少することがある。

５．映像監視・テレメトリーデータ確認用タブレット等

（１）形式	タブレット端末型式：iPad mini
（２）ディスプレイ	7.9 インチ
（３）バッテリー駆動時間	Wi-Fi でのインターネット利用：最大 10 時間
（４）周辺環境（温度）	保管時（非動作時）温度：-20° ～45° C (動作時環境温度：0° ～35° C)
（５）その他	・DJI 製アプリ GSPro 及び DJI Go をインストール ・WiFi にて測位可能 ・外部映像出力は、送信機からの出力により対応

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式２）　→必須提出

□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料

→（日本年金機構や保険組合等が発行する「標準報酬決定通知書」の写し、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）　→必須提出

なお、「直接的な雇用関係」が確認できる資料を添付する際、記号・番号・報酬月額・保険者番号等については、マスキング処理を施したうえで提出してください。

□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

活動の実施体制

□ 活動の実施体制（別記様式３）　→必須提出

ドローンの活用

□ ドローンの活用の可否（別記様式３）　→必須提出

官保有ＵＡＶ(全天候型)の使用意思確認

□ 官保有ＵＡＶ(全天候型)の使用意思確認調査票（別記様式４）　→必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定（案）

（目的）

第１条　この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長　高橋　渉（以下、「甲」という。）が管理する一級河川天神川水系、天神川水系砂防及び一般国道９号において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社　○○コンサルタント　代表取締役社長　○○　○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、倉吉河川国道事務所管内（以下、「実施区域」という。）とする。

ただし、甲が実施区域外における協力を要請した場合には、乙は実施区域外における活動に可能な限り協力するものとする。

（活動内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域等における災害状況の把握・報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第４条　甲は、乙に対し、第２条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話で可）により要請するものとする。

２．乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第５条　乙は、第４条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

２．活動の直接の指示は、倉吉河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

３．甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第６条　本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（契約の締結）
第７条　甲は、乙に第４条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）
第８条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）
第９条　乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第７条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）
第 10 条　甲は、第９条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第７条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第 11 条　本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
２．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
３．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（協定期間）
第 12 条　本協定の有効期限は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（その他）
第 13 条　この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各１通保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　国土交通省　中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　　高橋　渉

乙